

学校法人立正学園

役員および評議員の報酬等の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、学校法人立正学園（以下「この法人」という。）の寄付行為第51条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の役員等とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、職員給与規定に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）および手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 役員等が職務の執行にあたって旅費を要する場合は、その実費を支給する。

- 2 役員等が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会の議決により行う。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。